

小牧市パブリックコメント手続要綱

平成 18 年 9 月 5 日
18 小企 第 566 号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民等の市政への参画の促進と行政の透明性の向上を図り、もって市民との協働による開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な施策等の案を公表し、広く意見を求め、提出された意見に対する市の考え方を明らかにして意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、病院事業管理者及び消防長をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な施策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な施策を定める計画又は個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本的事項を定める計画の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度や方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する事項を除く。）の制定又は改廃
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該

当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要する場合
- (2) 軽微な変更を行う場合
- (3) 施策等の策定について実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 意見聴取の手続が法令により定められている場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出する場合
（施策等の案の公表等）

第5条 実施機関は、施策等についての意思決定を行う前の適切な時期に施策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、第1項の規定による公表は、施策等の策定をする趣旨、目的、背景等当該施策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

3 実施機関は、施策等の案の名称、意見の提出期間、公表方法等について、要領で定める方法により市民等への周知を図るものとする。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、施策等の案を公表した日から30日以上の間を設けて、市民等から意見の提出を受けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

2 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

（意見等の取扱い）

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、施策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された

意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに施策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。ただし、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条に規定する不開示情報に該当するものは除く。

（意思決定過程の特例）

第8条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、第5条から前条までの規定に準じた手続きを経て策定した報告、答申等に基づき施策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を行わないで施策等の策定の意思決定をできるものとする。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている施策等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、要領で定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に策定等の過程にある施策等については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。